



広報

第835号

平成23年(2011年)2月1日

毎月1日・15日発行

編集・発行  
猪名川町総務課

# いながわ

人口 32,626人  
世帯数 11,859世帯  
(1月1日現在)

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 3732

## 確定申告会場

対象	会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
給与所得と 年金所得	アステ川西 アステホール	2月3日(木)～2月14日(月) 午前9時30分～午後4時
譲渡所得を含む すべての相談	伊丹市立産業 情報センター	3月15日(火)まで 午前9時～午後5時 ※2月20日(日)・同27日(日) は開設します

○混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受付を締め切る場合があります。○アステ川西アステホールでは、土地や建物などを売却した所得および贈与税に関する相談は行いません。○会場へは、公共交通機関を利用してください。○作成済の申告書は、税務課へも提出できますが、税務署の收受日付印が必要な場合は、返信用封筒を同封し伊丹税務署に郵送するか、上記申告会場または伊丹税務署へ持参してください。

## 還付申告センター

会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
宝塚会場 阪急「逆瀬川」駅前 アピアホール	2月15日(火)まで 午前9時30分～午後4時
J R北新地駅前会場 J R「北新地」駅東改札口すぐ大 阪駅前第2第3ビル間地下歩道	2月28日(月)まで 午前9時30分～午後4時

# 税の申告はお早めに

平成22年分の確定申告会場がアステ川西と伊丹市立産業情報センターに設けられます。  
また、町・県民税の申告は、税務課で受け付けます。期限の間際は混雑が予想されますので、早めに済ませましょう。

## 所得税の確定申告

申告書を作成するときは

申告書を作成するとき、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると税額などが自動計算された申告書などが作成できますので、印刷して提出することができます。  
また、電子申告(e-Tax)を利用して提出することもできます。  
自分で計算をする場合に使うと便利な「所得税の確定申告の手引」や申告書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

### 確定申告が必要な人

確定申告が必要な人は、次のような人です。  
▼給与所得がある人で、給与の年間収入金額が2千万円を超える人  
▼給与を1カ所から受けている、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人  
▼事業所得や不動産所得、公的年金などの雑所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人など  
確定申告をすれば所得税が還付される人  
給与所得者などで、所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。

## 町・県民税の申告

町・県民税は国税である所得税とは別に、前年1年間の所得にかかる地方税です。所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告は必要ありません。  
ただし、確定申告をしていない人や確定申告の必要がない人でも、次の場合、町・県民税の申告が必要です。  
◎平成23年1月1日現在、町内に住んでいる人  
▼同22年中に給与所得以外の所得があった人  
▼同22年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人  
▼同22年中に退職した人  
◎平成23年1月1日現在、町外に住んでいる人  
▼町内に事業所や家屋敷のある人  
昨年町・県民税の申告をした人など申告が必要と思われる人には、申告書を送付しています。

## 問い合わせ

- ◎ 所得税・贈与税・消費税  
伊丹税務署(☎779-6121、伊丹市千僧1-47-3)
- ◎ 町・県民税  
税務課(☎766-8702)

## e-TAX

### ●最高5,000円の税額控除が受けられます

申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分～同21年分の確定申告でこの控除を受けられた人は、受けられません)。

### ●添付書類の提出を省略できます

医療費の領収書や源泉徴収票などは、所定の内容を入力して送信することにより、領収書などの提出などが省略できます(確定申告期限から3年間、書類の提出を求められることがありますので保管が必要です)。

### ●還付がスピーディーに受けられます

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。

### ●24時間いつでも利用可能です

確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

## 公的個人認証サービスの電子証明書の更新手続

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。引き続き利用される人は、新しい電子証明書の発行(更新)手続が必要です。更新手続は有効期間満了の日の3カ月前から可能です。

- ▶ 受付場所 住民生活課
- ▶ 持ち物

○更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード  
○本人確認のために必要な書類(顔写真付きの公的身分証明書:運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カードなど)

○発行手数料 500円

▶ 問合せ 住民生活課(☎766-8700)

## さあ！ネットで申告